

日野町奨学金返還支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、若者の経済的負担を軽減し日野町への定住を図り、もって地域社会を担う人材を確保するため、日野町に定住し、就業している者であって、大学等への修学ために貸与を受けた奨学金を返還するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院、専門職大学および短期大学を含む。）、高等専門学校（高等課程を除く。）および専修学校（高等課程を除く。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金、日野町奨学金条例（昭和47年日野町条例第2号）の規定に基づく奨学金その他町長が認める奨学金をいう。
- (3) 正規雇用 雇用期間の定めがない雇用契約を締結しており、1週間の所定労働時間が30時間以上ある雇用形態をいう。（自ら事業を営む者を含む。）
- (4) 定住 本町の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等を卒業し、定住し、かつ第6条に規定する交付申請をしようとする日から起算して2年以上継続して定住する意思を有していること。
- (2) 正規雇用され、本町内の事業所等（本町に本社を有する町外の事業所等を含む）に継続して勤務していること。
- (3) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金を遅延なく返還して

いる者または第6条に規定する交付申請をしようとする日の属する年度内に返還を開始する者であること。

(4) 大学等の在学期間中に1年以上または大学等に進学する前に1年以上本町に定住していたこと。

(5) 第6条に規定する交付申請をしようとする日の属する年度の末日において30歳以下であること。

(6) 奨学金の返還に係る他の制度による助成等を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員およびこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が1月分として返還した奨学金の合計額とする。

2 奨学金の返還方法が月単位以外の場合、返還する期間を短縮して奨学金の全額を返還した場合その他特別な方法により返還した場合の1月分の返還額の算定方法は、町長が別に定める。

(補助金の額および期間)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、1月当たり10,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる累計月数は、通算して36月を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日野町奨学金返還支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 大学等を卒業したことを証明する書類

(2) 奨学金の借入額、借入期間および返済予定額が確認できる書類

(3) 勤務先および雇用条件等を証明する書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、当該申請者に日野町奨学金返還支援補助金交付決定

通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（申請事項の変更および承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、第6条の規定による申請内容を変更しようとするときは、速やかに日野町奨学金返還支援補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、日野町奨学金返還支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、第6条に規定する交付申請を行った年度において返還すべき奨学金を全て返還したときは、日野町奨学金返還支援補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）奨学金の返還済額を証明する書類の写し

（2）その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容およびこれに付した条件を全て満たしていると認められたときは、補助金の額を確定し、日野町奨学金返還支援補助金確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町奨学金返還支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第12条 町長は、第8条に規定する交付決定を受けた者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、または偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、もしくは受けたときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。